

公 募 要 領

1 総則

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）（以下「事業」という。）の受託者を公募により選定することとし、その実施については、この要領に定める。

本事業は、令和8年度予算に係る事業であることから、本公募に係る契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

2 事業の目的及び概要

(1) 目的

我が国において遺伝子組換え（GM）農作物を栽培等するには、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）に基づき、当該GM農作物により生物多様性影響が生ずるおそれはないとして、系統ごとに承認を受ける必要がある。

ダイズ等の作物種では、年々新しい遺伝子を導入した系統が開発された結果、多数のGM系統が存在する（ダイズ56系統、トウモロコシ307系統、ナタネ45系統（出典：ISAAA））。これらの農作物は個々の遺伝子を特定する検査を繰り返さないと承認済みの系統か未承認の系統かの確定は困難で、未承認の系統の検査すり抜け、検査時間の増加やコンタミネーションのリスクがある。

現在、輸入されるダイズの栽培用種子を対象に、我が国で栽培が承認されていないMON87701の系統特異的検査法による検査を実施しているが、海外では我が国の栽培承認をとらない系統も開発されており、今後、MON87701以外の栽培未承認系統が流入するリスクがある。また、我が国で食品や飼料用途では承認されているが栽培用途は承認されていない系統がMON87701以外にも増えており、これらが栽培用種子に混入するリスクがある。

本事業では、従来の検査では承認済み系統と未承認系統の区別が困難なダイズ等の作物種を対象に、多数の遺伝子等を網羅的に一斉検知し、未承認系統を効率良く確定できるリアルタイムPCRアレイ法（以下、アレイ法。）の性能検証を実施する。

(2) 概要

必要な試薬等を購入し、アレイ法の性能検証を実施する。

また、一連の性能検証を踏まえ、ダイズ種子についての検査プロトコル案を提案する。

3 事業内容

事業内容は、別添「令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 実施期間

契約締結日から令和8年12月21日（月）

5 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。（地方公共団体は除く。）
- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る公募の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

なお、契約候補者に決定した場合は規約書等（写）を契約締結前までに提出すること。

また、全構成員は、上記（1）から（5）までの要件に適合していることが必要であるとともに、本公募において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
- (7) 6に示す応募者の要件を満たす者であること。

6 応募者の要件

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関であるか、又は、安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について（厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知（令和7年7月7日付け健生食監発0707第3号）別紙2）もしくは農産安全管理課の事業で作成した遺伝子組換え検査法に基づく検査が実施可能であること。（証明する書類の例：登録検査機関の登録通知の写し、通常業務として当該検査法を利用した検査を実施していることが分かる資料（パンフレットやHPの写し等）、当該検査法に記載の分析機器を所有していることが分かる資料（資産一覧表等）等）
- (2) 当該受託に係る分析を実施する試験所等において、国際規格であるISO9001（品質マネジメント規格）の認証又はISO17025（試験所品質システム）の認証を取得していること。（証明する書類の例：認定証の写し）
- (3) 遺伝子組換え農作物に係る分析法の精度を維持するため、IRMM等で配布している認証標準物質による内部品質管理及びGeMMA等の第三者機関による外部品質管理を定期的に行い、遺伝子組換え農作物に係る検査所の能力評価を継続的に行い、適切に維持されていることが確認できること。（証明する書類の例：能力評価結果の写し）
- (4) 仕様書に定める報告・連絡を着実に実施する体制を有している又は確保できること。

7 応募申込書等の提出期限等

この公募要領の応募資格等の条件を満たしている者で、事業の受託を希望する者は、以下により書類の提出を行うこと。

- (1) 提出期限 令和8年3月17日 午後5時
- (2) 提出場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階 ドアNo.本135）
- (3) 提出方法 原則、件名に整理番号【083020】を付した電子メールによる送付とする。なお、郵便・信書便又は持参による提出も可能とする。

※電子メールによる提出の場合は、別添「電子メールを利用した書類の提出方法」を必ず確認の上、以下の宛先に送付すること。

農林水産省大臣官房予算課契約班 宛

メールアドレス：nousui_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp

(注) スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

※郵便・信書便による送付の場合は、書留郵便等、配達記録が残る方法で送付し、提出期限厳守のこと。

- (4) 証明書等 ①公募申込書（別紙1） 1部
（共同事業体で応募の場合は、別紙様式第4号の申込書（1部）を提出すること。）
②誓約書（別紙2） 1部
③添付資料（会社概要、6応募者の要件（1）から（4）を満たしていることを証明する資料（実施体制図等）） 1部
④令和7・8・9年度 資格審査結果通知書の写し 1部

※地方公共団体においては、④は不要とするが、別紙様式第3号の申込書（1部）を提出すること。

8 その他

(1) 応募が複数ある場合には、改めて総合評価による一般競争入札又は企画競争によることとなることから、別途、公告する。

- (2) 仕様書問合せ先：東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
組換え体管理指導班
電話：03-6744-2102

(3) 応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

電子メールを利用した書類の提出方法

1. 送信先

農林水産省大臣官房予算課契約班 宛

メールアドレス：nousui_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

2. 送信メールの件名

「整理番号・事業者名・○/○」としてください。

例：012345・○○○○○(株)・1/3

※ 整理番号は公示等に記載された番号を必ず記載してください。

※ ○/○は何分割の何番目のメールかを記載してください。（下記6参照）

3. メール本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載してください。

4. メール容量

本文を含め7MB です。（下記6参照）

5. 添付ファイルの形式及びファイル名

PDFファイルの電子データ形式で提出してください。

ファイル名は「整理番号・提出書類名・事業者名・○/○」としてください。

例1：012345・提案書・○○○○○(株)・1/3

例2：012345・企画提案書・○○○○○(株)・1/3

例3：012345・競争参加資格・○○○○○(株)・1/1

※ 複数の提出書類を一つのファイルにまとめないでください。

6. メール容量を超える場合の送信方法

7MB を超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1/1」や「1/3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。

※ 圧縮ファイルは使用しないでください。

7. 受信確認

メール受信後、翌日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信のメールが届かない場合には、1の送信先（電話の場合：03-6744-7162）に連絡してください。

(別紙1)

公 募 申 込 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業(栽培用ダイズ種子の網羅的検査法(リアルタイムPCRアレイ法)開発事業)に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

私・当社は、貴殿が公募する令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業(栽培用ダイズ種子の網羅的検査法(リアルタイムPCRアレイ法)開発事業)について応募したいので、その旨を表示します。

なお、私・当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 私・当社は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しません。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- 2 私・当社は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 私・当社は、契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではありません。
- 4 私・当社は、別添(写)のとおり、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の参加資格「 」を有しています。

(担当者)

所属部署：

氏 名：

T E L：

E-mail：

(別紙2)

誓 約 書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 必要があるときは警視庁又は道府県警察本部に照会し、上記に該当する排除対象者か否かを確認するため、個人の場合は生年月日を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

令和 年 月 日

応募参加申込書

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所
名 称
代表者役職氏名

下記の委託事業について公募の参加の申し込みをします。

記

公募案件名：令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業
（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）

担当者の連絡先

氏 名
住 所
所 属
電話番号
E-mail

- [注意] 1 本様式は応募希望者が地方公共団体の場合のみ提出すること。
2 申込者の記名は契約権限者とする。

応募参加申込書（共同事業体）

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

【共同事業体代表者】

住 所
名 称
代表者役職氏名

下記の委託事業について公募の参加の申し込みをします。
また、契約相手方となった場合は、契約締結前までに共同事業体の構成・運営等に関する規約書等を作成し、写しを提出します。なお、規約書等には、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載します。

記

公募案件名：令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業
（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）

1. 共同事業体名：
2. 共同事業体の構成員及び担当業務

	住所及び商号又は名称	分担事業内容
代表者	〒	
構成員	〒	
構成員	〒	
構成員	〒	

- [注意] 1 本様式は共同事業体で参加する場合のみ提出すること。
2 申込者の記名は契約権限者とする。

仕 様 書

1 事業名

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）

2 事業の目的

我が国において遺伝子組換え（GM）農作物を栽培等するには、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）に基づき、当該GM農作物により生物多様性影響が生ずるおそれはないとして、系統ごとに承認を受ける必要がある。

ダイズ等の作物種では、年々新しい遺伝子を導入した系統が開発された結果、多数のGM系統が存在する（ダイズ56系統、トウモロコシ307系統、ナタネ45系統（出典：ISAAA））。これらの農作物は個々の導入遺伝子を特定する検査を繰り返さないと承認済みの系統か未承認の系統かの確定は困難で、検査時間の増加やコンタミネーションのリスクもある。

現在、輸入されるダイズの栽培用種子を対象に、我が国での栽培が承認されていないMON87701の系統特異的検査法による検査を実施しているが、海外では我が国の栽培承認をとらない系統も開発されており、今後、MON87701以外の栽培未承認系統が流入するリスクがある。また、我が国で食品や飼料用途で承認されている系統の中で、MON87701以外にも栽培が承認されていない系統が出てきており、これらが栽培用種子に混入するリスクがある。

本事業では、従来の検査では承認済み系統と未承認系統の区別が困難なダイズ等の作物種を対象に、多数の遺伝子等を網羅的に一斉検知し、未承認系統を効率良く確定できるリアルタイムPCRアレイ法（以下、アレイ法。）を開発する。

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年12月21日（月）までとする。

4 事業内容

本事業においては、次の（1）～（8）に掲げる内容を実施すること。

（1）対象農作物

ダイズ（*Glycine max*、種子のみ、加工品は対象外）

（2）遺伝子組換えダイズ試料の調達

アレイ法で標的と想定する系統について、欧州のJoint Research Centre（以下、JRC）や米国のThe American Oil Chemists' Society（以下、AOCS）などから、調達時点で我が国で承認されているGMダイズの系統の認証標準物質（CRM）を可能な限り（20種類程度を想定）調達すること。CRMのほか、CRMではないが本事業の目的で利用可能と考えられる試料が調達できる場合は、農産安全管理課担当官（以下、「監督職員」という。）との協議で認められた場合は調達し使用してよい。

<参考>

- ・農林水産省 第一種使用規程の承認状況：

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html#1>

(3) アレイ法の標的検出用プライマーセットの設計

ア 我が国に流入しうる GM ダイズを必要最低限の標的塩基配列（以下、標的。）で検出する【初回スクリーニング検査】の組合せと、初回スクリーニング検査で GM ダイズが検出された後に、我が国で栽培が承認されているか未承認かを確定する【系統確定検査】の標的の組合せの二種類を設計し監督職員の確認を得る。設計時点で、我が国で承認されている GM ダイズの系統を踏まえること。また、JRC が公表している Pre-Spotted Plates (PSPs)、GMO matrix の情報等を活用すること。

<参考>

・農林水産省 第一種使用規程の承認状況：

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html#1>

・JRC Information on the use of the GM-Soy, GM-Maize and Screening Pre-Spotted Plates (PSPs) (09/03/2025) : <https://gmo-crl.jrc.ec.europa.eu/guidance-documents>

・Rosa, S. F., et al. "Development and applicability of a ready-to-use PCR system for GMO screening." Food Chemistry, 15 June 2016, vol. 201, pp. 110-119

・JRC GMO-Matrix : <https://gmo-crl.jrc.ec.europa.eu/jrcgmomatrix/>

イ 監督職員の確認後、設計したプライマーセットの組合せに従って、プライマー及びプローブを作成する。

(4) DNA 溶液の調製

ア ダイズ試料からの DNA 抽出法については、抽出の効率性や試薬の供給安定性・価格・品質を考慮し、最善の方法を選択して用いる。実施前に監督職員の確認をとること。ダイズ実試料から抽出した DNA 以外（例：市販の陽性 DNA）を用いる場合は事前に監督職員の確認を得ること。

イ 試験の精度管理に用いるため、(3) アで設計した標的全てを含むプラスミドコントロール試料を作成する。

ウ ア、イで調製した DNA 溶液は、以降のアレイ法の検証に用いる。また、本事業で開発されたアレイ法のプロトコル案に従って、農林水産省が検査を運用する際の精度管理用の陽性試料として利用する。

エ 抽出・調製した DNA 溶液は、適当量に分注した上で長期保存に適した温度で保管し、監督職員の指示があれば指定された試験機関に移送すること。なお、その際の送料は受託者が負担すること。

(5) 個別検査法の特異性及び検出限界 (LOD) の確認

(3) で作成したプライマー及びプローブについて、個別の検査法によりリアルタイム PCR を 2 併行で実施し特異性及び LOD を確認する。特異性や LOD を満足しない場合はプライマーセットの見直しを検討する。

ア 特異性の確認

作成した各プライマーセットについて、標的を含まない DNA を試料としてリアルタイム PCR

を実施した場合に偽陽性がないことを確認する。非遺伝子組換えダイズから抽出した DNA で偽陽性がないことを必ず確認する（ダイズの内在性遺伝子のプライマーセットを除く）。

イ LOD の確認

妥当性確認された検査法を用いる場合は、標的を含む試料から抽出した DNA でリアルタイム PCR を実施し検査法が保証する LOD レベルで検出することを確認する（反復により統計学的に LOD を検証することは不要）。妥当性確認されていない検査法を用いる場合は、リアルタイム PCR を 10 反復実行するなどの方法で信頼性高く検出可能な最低濃度を単一試験室内で検証し LOD とする。

(6) アレイプレート作成及びアレイ法の LOD 等の検証

ア アレイプレートの作成

(3) の設計に従って、96 ウェルプレートにプライマー及びプローブを事前に添加し、アレイプレートを作成する。作成したアレイプレートは、コンタミネーションしないよう留意し、使用するまで -20°C 以下で保管すること。

イ アレイ法の特異性の確認

非遺伝子組換えダイズ試料から抽出した DNA 溶液を用い、二種類のアレイプレートそれぞれについて、リアルタイム PCR（2 併行）を 3 反復試験し、偽陽性がないことを確認すること（ダイズ内性遺伝子の標的を除く）。

ウ アレイ法の LOD の検証

アレイ法の各標的の LOD の目標は 0.1% (w/w) 以下とするが、0.1% (w/w) が達成困難な場合は、0.25% (w/w) や 0.5% (w/w) も検証する。LOD の検証に用いる DNA 溶液試料は、濃度既知の標的を含む DNA 溶液を、標的を含まないゲノム DNA 溶液で段階的に希釈したものを試料として用いてよい。また、複数の標的を含む DNA 溶液を試料として検証に用いてよい。

各標的の LOD は、リアルタイム PCR の異なるラン（各 2 併行）で、10 反復実行して 10 回陽性となった最低濃度を採用する。これ以外の方法で LOD を検証する場合は監督職員の確認をとること。

(7) 長期保存の影響の確認

受託者は、プライマー及びプローブを添加したアレイプレート（二種類）について、長期保存による影響に対する頑強性を確認するため、プレート調製後、 -20°C 以下の凍結状態で一定期間保存したあとにアレイ法を実施し、感度や特異性が変化しないことを確認する。保存期間は最低限 3 か月まで確認する。

(8) プロトコル案の作成

ア 一連の検証を踏まえ、ダイズ種子についてアレイ法による検査プロトコル案を提案する。

イ 今後、新たなダイズ遺伝子組換え系統が開発された場合の、追加標的の選び方や必要な検証法を提案する。

5 監督職員の定義

「監督職員」とは、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めた職員であり、受託者の履行に関して、立ち合い、指示その他の適切な方法により監督を行うものとする。

また、受託者は、監督職員から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

なお、監督職員及び検査職員は別途「監督・検査職員通知書」により通知する。

6 事業実施結果等の報告

(1) 事業期間中の経過報告等

- ① 受託者は契約締結後 10 開庁日以内に、本事業の工程表及び実施方針を作成し、監督職員に提出し、後日、速やかにその内容について打合せを行う。また、事業の進捗上、疑義が生じた場合や調査の内容及び方向性を変更する場合等、監督職員が必要と判断した際は、適宜打合せを行う。
- ② 毎月第 2 及び第 4 月曜日（その日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日にあたるときはその翌日）に、本事業の進捗状況（工程表からの変更点、完了した作業内容等）について、電子メールにて監督職員へ報告する。

(2) 事業結果報告（成果品）

受託者は、以下の資料について、事前に監督職員の確認を受け、ウイルス対策を行った上で、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義及びチェック年月日）を記載し、電子ファイルにより監督職員に電子メール若しくはオンラインストレージサービスにて提出する。なお、監督職員から提出資料、様式若しくは提出方法の変更について指示があった場合は、その指示に従うこと。

ア 報告書

イ 最終の検査プロトコル案

ア及びイをまとめて電子ファイル：1 部

7 事業実績報告書

受託者は、本事業が終了したとき（本事業を中止したとき、又は廃止した時を含む。）は、事業実績報告書を監督職員に電子メールにて提出すること。提出期限は令和 8 年 12 月 21 日（月）とする。

8 応札者の条件

受託者は、以下の(1)から(3)に掲げる事項を全て満たしていることを証明できる書類の写しを公募要領の 7 に示す提出先へ期限内に提出すること。

なお、提出にあたり、用意する証明書類について不明な点や疑義がある場合は、上記提出期限までに公募要領の 8（2）に示す問い合わせ先へ確認すること。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関であるか、又は、安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について（厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知（令和 7 年 7 月 7 日付け健生食監発 0707 第 3

号) 別紙2) もしくは農産安全管理課の事業で作成した遺伝子組換え検査法に基づく検査が実施可能であること。(証明する書類の例: 登録検査機関の登録通知の写し、通常業務として当該検査法を利用した検査を実施していることが分かる資料(パンフレットやHPの写し等)、当該検査法に記載の分析機器を所有していることが分かる資料(資産一覧表等)等)

- (2) 当該受託に係る分析を実施する試験所等において、国際規格である ISO9001(品質マネジメント規格)の認証又は ISO17025(試験所品質システム)の認証を取得していること。(証明する書類の例: 認定証の写し)
- (3) 遺伝子組換え農作物に係る分析法の精度を維持するため、IRMM(Institute for Reference Materials and Measurements)等で配布している認証標準物質による内部品質管理及び GemMA 等の第三者機関による外部品質管理を定期的に行い、遺伝子組換え農作物に係る検査所の能力評価を継続的に行い、適切に維持されていることが確認できること。(証明する書類の例: 能力評価結果の写し)

9 個人情報等の扱い

- (1) 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。)の取扱い及び管理について、個人情報保護法に関する法令の趣旨に従うこと。
- (2) 個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な措置を講ずること。
- (3) 本事業により知り得た情報(個人情報を含む。)について、本事業の目的以外の使用及び当該情報(個人情報を含む。)の外部への漏えいを行ってはならない。

10 著作権の譲渡等

- (1) 受託者は、成果物に関する一切の著作権に関する権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、農林水産省が成果物を活用する場合及び受託者が成果物を二次利用することについて農林水産省が認めた場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないように措置すること。それ以外の成果物の利用に当たっては、農林水産省及び受託者の協議の上、取り決めを行うこととする。
- (3) 受託者は、本事業の成果について公表(論文や学会等を通じて自ら行うもののほか、取材等を受けメディアが取り上げるものを含む。)を行うに当たっては、監督職員に報告をし、あらかじめ承諾を得ること。なお、その場合は、本事業による成果である旨を明示すること。

11 その他

- (1) 受託者は、事業の目的を達成するために、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項に起因して、実施内容を変更する場合には、監督職員と協議の上、必要に応じ委託契約書に則った手続きを行うものとする。また、本仕様書に記載している各期限について遵守すること。
- (2) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年)法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。共同事業体を構成する場合は、

代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとし、代表者及び構成員は令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有している者であること。

また、代表者は応募参加申込書（共同事業体）（公募要領別紙様式第4号）を提出し、共同事業体として本公募に応募し、契約相手方となった場合は、共同事業体の業務分担及び実施体制等について明確にした結成・運営等に関する協定書（又はこれに準ずる書類）等を契約締結前までに提出する必要がある。

なお、共同事業体に参加する者は、本公募において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- (3) 本事業上に知り得た情報等は、本事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。
- (5) 本事業の実施に当たり対象となる経費は、別紙1に掲げるものとする。
- (6) 本事業における人件費の算定等に当たっては、別紙2「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
- (7) 受託者が行った作業について、監督職員による指示に反する等の明らかな欠陥があり、再実行の必要が認められる場合には、監督職員と協議を行った上で、再実行することとする。なお、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本事業を行うに当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
 - ①エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
(昭和54年法律第49号)
 - ②廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号) 等
 - ③生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
(平成15年法律第97号) 等
 - ④環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号) 等
- (9) 受託者は、本事業を行うに当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙3を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
 - ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、

- ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

主な対象経費

区 分	区分の内訳	内容	経費の算出の考え方	証拠書類の例
I 人件費（賃金）	人件費 賃金	委託事業に従事する者の作業（実績） 時間に対する経費	当該委託事業に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与及び諸手当等であり、仕様書等で示す、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付22経第961号大臣官房経理課長）に基づいて算出すること。	・業務（作業）日誌 ・賃金（給与）台帳 ・支払伝票 ・機関の給与規程、賃金規程
	借料及び損料	委託事業を行うために直接必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費	機械器具等のリース・レンタルに要する経費は、以下の考え方に基づき当該業務期間中のリース等に要する経費のみ計上すること。 ・リース契約等による物品の調達を検討する際は、リース及びレンタルの両方の可能性について比較検討する。 ・リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、法定耐用年数以上とするなど合理的な基準に基づいて設定すること。	・納品書、請求書 ・リース等契約書 ・支払伝票
II 事業費	消耗品費	委託事業を行うために直接必要な物品であって備品費に属さないものの購入に要する経費	消耗品費として計上できる経費は、当該業務にのみ使用するものであること。 例）分析用資材 ・ 試薬品 ・ 燃料 ・ 市販のソフトウェア等 例外）複数年に渡って実施する継続事業において、翌年度に使用する物品の購入は原則認められませんが、翌年度の契約締結後に購入するのでは、事業そのものに支障を来すなど事業と直接的な関連性が認められるものは、その理由を明確にしたうえで購入することができる。	・納品書、請求書 ・支払伝票
	印刷製本費	委託事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	計上する経費は当該業務期間中に使用する部数又は仕様書等により指定された部数のみとすること。	・印刷製本仕様書 ・配布先一覧 ・納品書、請求書 ・支払伝票
	雑役務費 または その他経費	委託事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） ・通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） ・光熱水料（電気、水道、ガス。大規模な研究施設等で、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） ・翻訳通訳、速記費用 ・文献購入費、法定検査、検定料等	通信運搬費は、当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上し、当該業務に直接必要であることを証明すること。 その他雑役務費として、当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（再委託する業務を除く）に係る経費を計上すること。	・納品書、請求書 ・支払伝票
	III 再委託費	当該事業の一部を他の第三者に行わせる（委託する）ために必要な経費	当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが効率的でない業務を他者へ委託して行わせるために必要な経費を計上すること。なお、再委託を行う場合は、委託契約書等に定められた基準等により行うこと。	・委託契約書 ・請求書 ・支払伝票
IV 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接的経費	一般管理費は原則、農林水産省が定める率を使用することとし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。 ・再委託費を除いた額から算出すること。 ・円未満の端数は、切り捨てること。	・納品書、請求書 ・支払伝票 ・支出計算書（按分の積算根拠）	
V 消費税相当額	委託事業を行うために必要な経費に係る消費税及び地方消費税の額	計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%に相当する額（円未満切り捨て）を計上すること。		

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。

イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。

ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重

複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面

で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{委託先が負担する(した)(年間総支給額 + 年間法定福利費等)}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{(年間総支給額 + 年間法定福利費等)}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{(年間総支給額 + 年間法定福利費等)}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

		(4月) 所属 ○○○部 ××課				役職 ○○○○				氏名 ○○ ○○				時間外手当支給対象者か否か									
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容		
	1			← A →					← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
	2			← A →					← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ	
	3			← D →					← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備	
	4			← A →																		A(9.5h)○○調査現地調査	
	5			← A →					← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
	.																						
	.																						
	.																						
	.																						
	30																						
	31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○										A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計				A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)					

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることが

ないよう適切に管理すること。)

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 1 9 日付け 7 予第 1 9 4 2 号）

（施行期日）

1 この通知は、令和 8 年 1 月 1 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

(注) 共同事業体の場合は代表機関のみ提出してください。

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

委 託 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官(経理)須田 互(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)は、令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業(栽培用ダイズ種子の網羅的検査法(リアルタイムPCRアレイ法)開発事業)(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

【契約の相手方が共同事業体(コンソーシアムを含む。)の場合】

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官(経理)須田 互(以下「甲」という。)と■■共同事業体(以下「乙」という。)の構成員を代表する法人□□□□代表●●は、令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業(栽培用ダイズ種子の網羅的検査法(リアルタイムPCRアレイ法)開発事業)(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1) 委託事業名

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業(栽培用ダイズ種子の網羅的検査法(リアルタイムPCRアレイ法)開発事業)

(2) 委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおり

(3) 履行期限

令和8年12月21日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、
金 〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。

4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。

6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(監督)

第6条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。

2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。

3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第2号）を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理し

た日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託事業の履行期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

- 2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受領した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）

第10条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第3号）を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、乙が委託事業実績報告書（別紙様式第2号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第3号）を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

（過払金の返還）

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託事業の中止等）

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

（計画変更の承認）

第13条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認

申請書（別紙様式第5号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における20パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

（契約の解除等）

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

（違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（1）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により

契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、入札（又は見積）心得第3条（公正な入札（又は見積）の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、第18条の各号及び第19条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 甲は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第24条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭

和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(著作権等の利用)

第25条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(委託事業の調査)

第26条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第27条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を

行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第28条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第29条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第30条 乙及びこの委託事業に従事する者(従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、この委託事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第31条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第32条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第33条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第34条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第30条から第33条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第35条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
須田 亙

受託者（乙） 住 所
氏 名

(注) 電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

(別紙様式第1号)

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア 事業実施方針

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき事業を実施する。

イ 調査項目及び調査対象

仕様書のとおり

ウ 事業実施期間

契約締結日から令和8年12月21日まで

エ 担当者

所属

氏名

オ 調査及び報告の方法（調査対象の配布予定等）

仕様書のとおり

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額〇〇円
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

(注) 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、一般管理費率は人件費及び事業費の15%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。なお、確定額については、予算額又は実支出額のいずれか低い額とする。

備品（原型のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が50,000円以上の物品）の購入は認めない。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

3 構成員の事業計画

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		委託限度額： 円
	名称		
	住所		委託限度額： 円
	名称		
	住所		委託限度額： 円
	名称		

- ・ 代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・ 1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第2号)

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）実績報告書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）殿
〔官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿〕

（受託者）

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第7条の規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。）

記

- 1 事業の実施状況
 - ア 調査項目及び調査対象
 - イ 事業実施期間
 - ウ 担当者
 - エ 事業の成果（又はその概略）
 - オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫委託費 計					うち消費税及び地方消費税の額〇〇円

支出の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
計					

（注）備考欄には、精算の内訳を記載すること。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

3 構成員の実績

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		実績額： 円
	名称		
	住所		実績額： 円
	名称		
	住所		実績額： 円
	名称		

- ・ 代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・ 1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第3号)

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）委託費 概算払・精算払 請求書

番 号
年 月 日

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

(受託者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）について、下記により、委託費金 円也を 概算払・精算払 により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第4号)

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）中止（廃止）申請書

番 年 月 日 号

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）殿

（受託者）
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）について、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の事業実施状況
 - ア 事業について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止（又は 廃止）に伴 う不用額	備 考

- 3 中止（廃止）後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経 費 の 区 分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第5号)

令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）計画
変更承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）殿

（受託者）
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業（栽培用ダイズ種子の網羅的検査法（リアルタイムPCRアレイ法）開発事業）について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第13条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

（注）記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。